

長 期
原 議 長 期 保 存
群 組 一 第 6 0 8 号
平 成 2 4 年 8 月 2 1 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行等について（通達）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号。以下「改正法」という。）については、第180回国会において成立し、平成24年8月1日、別添1（新旧対照条文については、別添2）のとおり公布されたところである。

改正法の概要は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。
なお、改正法の運用上の留意事項については、別途指示する。

記

第1 市民生活に対する危険を防止するための規定の整備

1 対立抗争による危険を防止するための措置

(1) 対立抗争が発生した場合において、当該対立抗争に係る凶器を使用した暴力行為が人の生命又は身体に重大な危害を加える方法によるものであり、かつ、当該対立抗争に係る暴力行為により更に同様の危害が加えられるおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、3月以内の期間及び警戒区域を定めて、当該対立抗争に係る指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等として指定するものとする。（第15条の2関係）

(2) 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員が警戒区域において当該特定抗争指定暴力団等の事務所を新たに設置すること等を禁止し、これに違反した者を処罰することとする。（第15条の3第1項及び第46条第2号関係）

(3) 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が警戒区域内に在る当該特定抗争指定暴力団等の事務所に立ち入り、又はとどまることを禁止し、これに違反した者を処罰することとする。

（第15条の3第2項及び第46条第2号関係）

(4) 第15条第1項の規定による事務所の使用制限命令は、当該事務所を現に使用している指定暴力団員に対してもすることができることとする。

（第15条関係）

2 暴力的要求行為等に伴う暴力行為による危険を防止するための措置

(1) 公安委員会は、暴力的要求行為等が行われた場合において、指定暴力団員又

はその要求若しくは依頼を受けた者がこれに関連して凶器を使用して人の生命又は身体に重大な危害を加える方法による暴力行為を行ったと認められ、かつ、更に反復して同様の暴力行為が行われるおそれがあると認めるときは、1年を超えない範囲内の期間及び警戒区域を定めて、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等を特定危険指定暴力団等として指定するものとする。

(第30条の8関係)

(2) 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員で、警戒区域において又は警戒区域における人の生活等に関して暴力的要求行為等をしたものは、これを処罰することとする。

(第46条第3号関係)

(3) 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員が、暴力的要求行為を行う目的で、警戒区域において又は警戒区域における人の生活等に関して、その相手方に対し、面会を要求すること等を禁止し、公安委員会がこれらの行為の中止又は防止のための命令をすることができることとする。

(第30条の9及び第30条の10関係)

(4) 公安委員会は、警戒区域内に在る特定危険指定暴力団等の事務所が、(1)の暴力行為に関し、多数の指定暴力団員の集合の用等に供されており、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該事務所に係る管理者等に対し、3月以内の期間を定めて、当該事務所をこれらの用等に供してはならない旨を命ずることができることとする。

(第30条の11関係)

第2 都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所使用差止請求制度の導入

国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターは、指定暴力団等の事務所の使用等の差止めの請求をしようとする当該事務所の付近住民等から委託を受けたときは、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該請求に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有することとする。

(第32条の4関係)

第3 暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制の強化等

1 暴力的要求行為の規制の強化

(1) 相手方が拒絶しているにもかかわらず指定暴力団等の威力を示して次の行為をすることを暴力的要求行為として規制する行為に追加することとする。

(第9条第10号、第12号及び第15号から第18号まで関係)

ア 金融商品取引業者等に対し、金融商品取引行為を行うことを要求すること。

イ 銀行等に対し、預金等の受入れをすることを要求すること。

ウ 宅地建物取引業者に対し、宅地等の売買等を行うことを要求すること。

エ 建設業者に対し、建設工事を行うことを要求すること。

オ 暴力団の示威行事の用に供されるおそれが大きい施設の管理者に対し、当該施設を利用させることを要求すること。

(2) 国等が行う公共工事の契約又は入札に関する暴力的要求行為の規制について、国等の契約又は入札全般をその対象とするとともに、指定暴力団等の威力を示して人に対して国等が行う入札に参加しないこと等をみだりに要求する行為を規制の対象に追加することとする。

(第9条第23号から第27号まで関係)

2 準暴力的要求行為の規制の強化

- (1) 指定暴力団員は、人が当該指定暴力団員が所属する指定暴力団等に係る準暴力的要求行為をすることを助けてはならないこととする。

(第12条の3関係)

- (2) 準暴力的要求行為が禁止される者として、指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者で当該指定暴力団等の指定暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者等を追加することとする。

(第12条の5第2項関係)

3 縄張に係る禁止行為に関する規定の整備

- (1) 指定暴力団員が縄張内で営業を営む者のために用心棒の役務を提供すること等を禁止し、公安委員会がこれらの行為の中止又は防止のための命令をすることができることとする。

(第30条の6第1項及び第30条の7第1項から第3項まで関係)

- (2) 営業を営む者等が指定暴力団員に対して用心棒の役務を提供すること等を要求し、依頼し、又は唆すこと等を禁止し、公安委員会がこれらの行為の防止のための命令をすることができることとする。

(第30条の6第2項及び第30条の7第4項関係)

4 罰則の強化

暴力的要求行為に対する中止命令違反等に係る罰則を強化することとする。

(第46条から第51条まで関係)

第4 国及び地方公共団体並びに事業者の責務に関する規定の整備

- 1 国及び地方公共団体は、指定暴力団員等を入札に参加させないようにするための措置を講ずるほか、その事務又は事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及びこれにより当該事務又は事業に生じた不当な影響の排除に努めなければならないこととする。

(第32条第1項及び第2項関係)

- 2 事業者は、不当要求による被害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないように努めなければならないこととする。

(第32条の2関係)

第5 その他

賞揚等の規制の対象となる暴力行為の追加等の措置を講ずる。

第6 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日(第2については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日)から施行することとする。

別添1、2省略